

2021年9月

IFRS®基準
情報要請

適用後レビュー
IFRS第9号「金融商品」
分類及び測定

コメント期限：2022年1月28日

情報要請

IFRS 第 9 号の適用後レビュー —分類及び測定

コメント期限：2022 年 1 月 28 日

Request for Information *Post Implementation Review of IFRS 9— Classification and Measurement* is published by the International Accounting Standards Board (Board) for comment only. Comments need to be received by **28 January 2022** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the Board and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

Copyright © 2021 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of Board publications may be ordered from the Foundation by emailing publications@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Request for Information contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', the 'Hexagon Device', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

情報要請

IFRS 第9号の適用後レビュー — 分類及び測定

コメント期限：2022年1月28日

情報要請「IFRS 第9号の適用後レビュー—分類及び測定」は、国際会計基準審議会（当審議会）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年1月28日までに到着する必要があるため、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（当財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

コピーライト © 2021 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、publications@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている情報要請の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	9
情報要請	8
1. 分類及び測定	10
2. 金融資産の管理に関する事業モデル	13
3. 契約上のキャッシュ・フローの特性	15
4. 資本性金融商品とその他の包括利益	19
5. 金融負債と自己の信用	22
6. 契約上のキャッシュ・フローの条件変更	23
7. 償却原価と実効金利法	24
8. 経過措置	26
9. その他の事項	27

はじめに

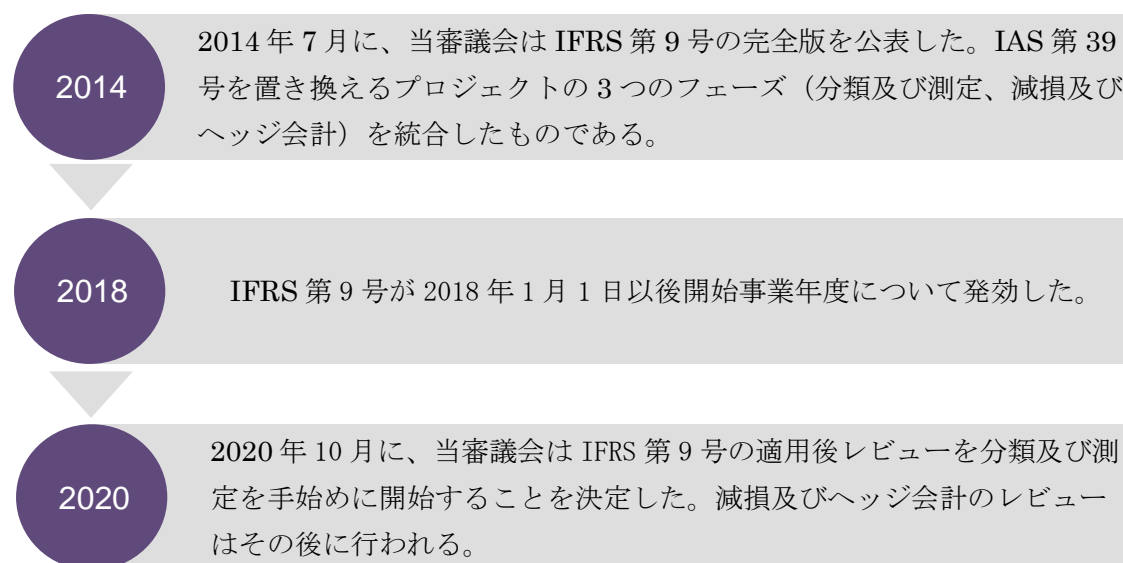
国際会計基準審議会（当審議会）は、IFRS 第9号「金融商品」の適用後レビューを実施している。

IFRS 第9号はIAS 第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えたものである。IFRS 第9号で導入された金融商品の会計処理のIAS 第39号との比較での改善点には、次のものがある。

<p>金融資産についての分類及び測定のアプローチ （企業の事業モデル及び当該資産のキャッシュ・フロー特性を反映する）</p>	<p>将来予測的な予想信用損失モデル（貸倒損失のより適時な認識となる）</p>	<p>ヘッジ会計モデル（リスク管理の経済実態と会計処理をより適切に関連付ける）</p>
---	--	--

当審議会は、IFRS 第9号のレビューを分類及び測定のアプローチに注目することで開始した。

時系列



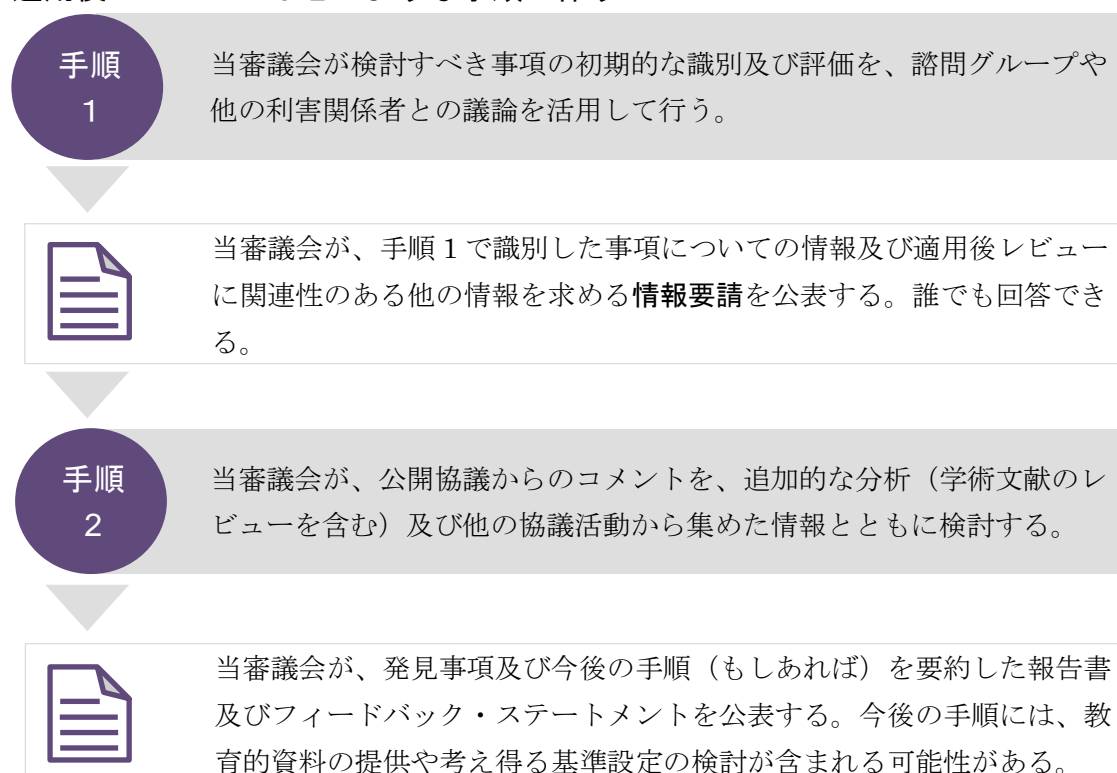
適用後レビューとは何か

当審議会は、新規の IFRS 基準書又は大規模な修正のそれぞれについて、少なくとも 2 年間適用された後にレビューを行う。適用後レビューは、財務諸表の作成者、財務諸表利用者、監査人及び規制当局に対する新しい要求事項の影響を当審議会が評価するための機会である。適用後レビューにおいて、当審議会は次のようになっているかどうかをレビューする。

基準設定プロジェクトの 目的 が満たされている。	当該基準書が提供している情報が財務諸表利用者に 有用 である。
当該基準書を適用する際に企業が提供する情報の作成、監査、執行又は利用のための コスト が予想どおりである。	当該基準書が 一貫して適用 できる。

適用後レビューは、将来の基準設定プロジェクトに有用となる可能性のある学んだ教訓を審議会が識別する機会でもある。

適用後レビューにはどのような手順が伴うか

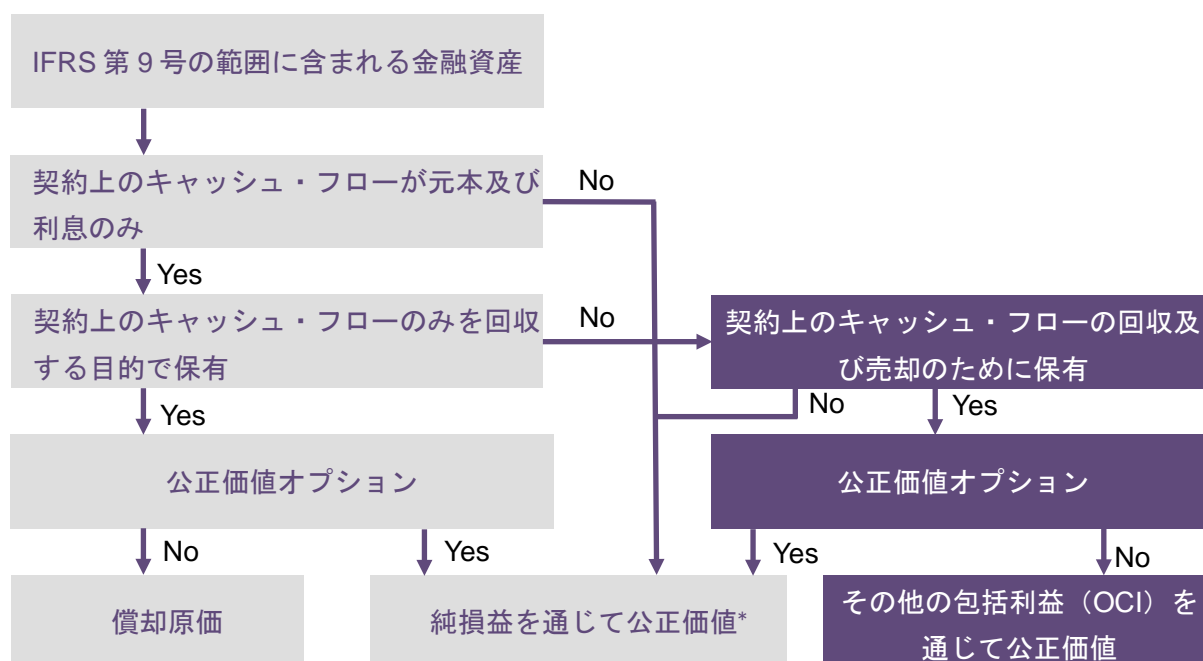


IFRS 第9号のどのセクションを当審議会はレビューしているのか

当審議会は、IFRS 第9号の全体をレビューする。このレビューには、IFRS 第7号「金融商品：開示」における関連する要求事項を含める。今回の情報要請では、当審議会はIFRS 第9号における分類及び測定¹の要求事項（関連する開示要求を含む）についてのフィードバックを求めている。当審議会は、減損の要求事項（IFRS 第9号のセクション 5.5）及びヘッジ会計の要求事項（IFRS 第9号のセクション 6）について（それらのセクションに関連する経過措置を含む）、それらのセクションの適用の影響に関してより多くの情報が利用可能となった時点で、別個にフィードバックを求める。この文書では、それらのセクションを除いたIFRS 第9号の要求事項を「分類及び測定¹の要求事項」と呼んでいる。

図1 — IFRS 第9号における分類及び測定のアプローチ

この図解は、金融資産の分類及び測定を決定するためのプロセスを示している。



* 売買目的で保有していない資本性金融商品に対する投資について、IFRS 第9号は公正価値変動をOCIに表示する取消不能の選択肢を含めている。

コメント募集

質問の要約

この情報要請は、9つのセクションにおいて質問を示している。

- (a) セクション 1 は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項の適用が、財務諸表の作成者、財務諸表利用者、監査人及び規制当局に与えた影響についての全般的な情報を求めている。
- (b) セクション 2 から 8 は、分類及び測定の要求事項の具体的な領域についての情報を求めている。
- (c) セクション 9 は、分類及び測定の要求事項の適用後レビューに関連性のあるその他の情報を求めている。

コメント提出者は、当審議会の適用後レビュー評価に情報を提供することになる（この文書の「はじめに」における「適用後レビューとは何か」を参照）。

質問への回答のためのガイダンス

コメント提出者はすべての質問に回答する必要はない。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記述された質問に回答している。
- (b) 関連する IFRS 第 9 号の具体的な項を明記している。
- (c) 質問に関連性のある事実パターンを記述し、次のことを説明している。
 - (i) IFRS 第 9 号の要求事項がどのように適用されるか
 - (ii) 要求事項の適用の影響（例えば、企業の財務諸表に対する定量的な影響又は運用面での影響）
 - (iii) その事実パターンにどれくらい広がりがあるか
- (d) 関連性がある場合には、証拠で裏付けられている。

財務諸表の作成者は、自分の企業の会計処理を考慮して質問に回答されたい。監査人、規制当局及び財務諸表利用者は、自分が監査、規制又は利用する財務諸表を考慮して質問に回答されたい。

期限

当審議会は、2022 年 1 月 28 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール commentletters@ifrs.org

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを要求したい場合には、レターを提出する前に commentletter@ifrs.org に連絡されたい。

情報要請

1. 分類及び測定

背景

金融資産の分類及び測定に対する IFRS 第 9 号のアプローチは、IAS 第 39 号でのアプローチはあまりにも規則ベースで複雑であったという長年にわたる広範囲の利害関係者の見解に対応して開発された。IAS 第 39 号は金融資産についての多くの分類区分があり、それぞれの区分において、どの金融資産を当該区分に所属させることが要求又は許容されるのかの決定や、減損の識別及び測定のためのルールがあった。IFRS 第 9 号は、すべての金融資産に適用される原則主義のアプローチを提供している。当該アプローチは、測定を当該資産の契約上のキャッシュ・フローの特性及び企業が当該資産を管理する方法と一致させている。これらの両方の要因に合った測定は、財務諸表利用者に、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を提供する。

当審議会が IFRS 第 9 号を公表した時点で、当該基準書が金融資産の報告に重大で持続的な改善をもたらすことになるかと予想していた。しかし、IFRS 第 9 号が個々の企業に与える可能性の高い影響は個別の状況に左右されるため、当審議会はその影響を一般化することができなかった。金融資産の分類の全体的な変更は、企業が IAS 第 39 号を適用するにあたり過去に行った選択、当該金融資産の管理についての事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に応じて決まるものであった。

当審議会は、金融負債に関する IAS 第 39 号の分類及び測定の要求事項を IFRS 第 9 号において実質的に変更せずに維持した。フィードバックで IAS 第 39 号における金融負債に関する要求事項はうまく機能していたと示唆されていたからである。しかし、IFRS 第 9 号は、金融負債に関して利害関係者が一貫して指摘していた 1 つの論点に対処した。いわゆる「自己の信用の論点」であり、企業が純損益を通じて公正価値で測定することを選択した金融負債の信用リスクの変動から生じた利得及び損失に関してのものである。

スポットライト 1 — 我々がこれまでに聞いたこと

IFRS 第 9 号が発効して以降に集めた情報が示唆しているところでは、利害関係者は IFRS 第 9 号で導入された変更をおおむね歓迎しているが、財務諸表の作成者の多くにとって、分類及び測定の要求事項の変更は金融商品の会計処理にほとんど影響がなかった。例えば、伝統的な銀行企業が頻繁に発行している多くの基本的な融資契約は、IAS 第 39 号を適用して償却原価で測定されていて、IFRS 第 9 号を適用して引き続きそのように測定されている。

質問 1 — 分類及び測定

IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項は次のようになっているか。

- (a) 企業が金融資産の測定を当該資産のキャッシュ・フロー特性及び企業が当該資産を管理すると見込んでいる方法に合わせることを可能にしているか。賛成又は反対の理由は何か。
- (b) 企業が財務諸表利用者に将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を提供する結果となっているか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 9 号で導入された分類及び測定の変更の影響に関する情報を提供されたい（金融商品に関する情報の作成、監査、執行又は利用にあたっての継続的なコスト及び便益を含む）。

この質問は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項に関してのコメント提出者の全体的な見解及び経験を当審議会が理解するのに役立てることを目的としている。セクション 2 から 8 は、具体的な要求事項についてのより詳細な情報を求めている。

2. 金融資産の管理に関する事業モデル

背景

IFRS 第 9 号の文脈において、「事業モデル」とは、企業がキャッシュ・フローを生み出すために金融資産をどのように管理しているのか（契約上のキャッシュ・フローの回収、金融資産の売却又はその両方によって）を指す。したがって、事業モデルに基づいた分類及び測定は、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を評価するにあたって有用な情報を提供する。

企業は、事業目的を達成するために金融資産のグループをどのように管理しているのかを反映する集約レベルで事業モデルを決定する。企業の事業モデルは、個々の金融資産についての経営者の意図には依存しない。しかし、企業は金融資産の管理について複数の事業モデルを有している場合がある。

企業の事業モデルは、通常、事業目的を達成するための企業の活動を通じて観察可能である。企業は事業モデルを決定するために、すべての利用可能な関連性のある証拠を考慮する。そうした証拠には次のものが含まれているが、これらに限らない。

- 金融資産の運用成績がどのように評価されて企業の経営者に報告されているか
- 金融資産の運用成績に影響を与えるリスク及び当該リスクが管理されている方法
- 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか

スポットライト 2 — 分類変更

当初認識後の金融資産の分類及び測定の変更は、特に期間ごとの情報の比較の際に、財務諸表を理解することを困難にさせる可能性がある。したがって、当審議会は分類変更について条件を設定した。重大な事象の発生時にのみ満たされるようにすることを意図したものである。IFRS 第 9 号は、金融資産の管理に関する企業の事業モデルが変化する場合に、かつ、その場合にのみ、金融資産を測定区分間で分類変更することを要求している。IFRS 第 9 号に従えば、事業モデルの変更は重大な事象であり、稀であると見込まれる。分類変更を限定的にすることにより、企業が金融資産を長期にわたり一貫して会計処理することとなる。この会計処理の一貫性は、比較可能性を高める。

IFRS 第 7 号は、金融資産の分類変更が行われた理由及びどのように分類変更されたのかを財務諸表利用者が理解できるようにする開示を要求している。

当審議会は、分類変更がどの状況で生じたのか、どのくらいの頻度で生じたのかを理解したいと考えている。さらに、当審議会は、重大な事象が発生しているが事業モデルの変更のための IFRS 第 9 号における条件が満たされていない状況に関する情報に関心がある。

質問2 — 金融資産の管理に関する事業モデル

(a) 事業モデルの評価は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

金融資産を事業モデルの評価に基づいて分類し測定することを企業に要求することが、企業がキャッシュ・フローを生み出すために金融資産をどのように管理しているのかに関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという当審議会の目的を達成しているかどうかを説明されたい。

(b) 事業モデルの評価は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第9号における異なる事業モデルの区別は明確であるかどうか、及び企業が事業モデルを決定するにあたって考慮する証拠についての適用指針は十分であるかどうかを説明されたい。

実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。

(c) 事業モデルの評価から生じた予想外の影響はあるか。これらの影響はどのくらい重大か。

事業モデルの評価のコストと便益を、財務諸表の作成者、財務諸表利用者、監査人又は規制当局にとっての財務報告上又は運用上の影響を考慮して、説明されたい。

上記(a)から(c)に回答するにあたり、金融資産の分類変更に関する情報を含めていただきたい（スポットライト2参照）。

3. 契約上のキャッシュ・フローの特性

背景

償却原価は、利息の支払を実効金利法を使用して金融商品の存続期間にわたり配分する単純な測定技法である。IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC4.23 項で説明しているように、当審議会の考えでは、償却原価が有用な情報を提供できるのは、契約上のキャッシュ・フローが、基本的な融資の取決めと不整合なリスクやボラティリティを持ち込まない場合のみである。したがって、金融資産を分類し測定する方法を決定するための 1 つの条件は、当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみ（SPPI）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じるかどうかである。SPPI キャッシュ・フローを伴う金融資産のみが、当該資産が保有されている事業モデルに応じて、償却原価又は OCI を通じた公正価値を使用した測定に適格である。

償却原価で測定する金融商品についての実効金利法の目的は、金利収益又は金利費用を関連する期間に配分することである。利息であるキャッシュ・フローは、債務者に提供された金額と常に密接に関連している。実効金利法は、予想信用損失モデルと組み合わせ、SPPI キャッシュ・フローを伴う金融資産について目的適合性のある情報を提供する。当審議会は IFRS 第 9 号を開発した際に、実効金利法は SPPI ではないキャッシュ・フローの配分のためには不適切であることに留意した。当審議会は、金融資産が SPPI でないキャッシュ・フローを含んでいる場合には、公正価値測定は、財務諸表が当該金融資産の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を提供するようにすることを要求されると結論を下した。

多くの場合、契約上のキャッシュ・フローが SPPI であるかどうかは容易に明らかとなるが、場合によっては、より綿密な分析が要求され、IFRS 第 9 号はこの評価を行うためのガイダンスを示している。例えば、利息が貨幣の時間価値及び信用リスクに対するリターンだけでなく、他の要素に対するリターン（流動性リスクに対するリターンなど）や、費用を回収するための金額及び利益マージンも含んでいる場合があると説明している。

IAS 第 39 号とは異なり、IFRS 第 9 号は、組込デリバティブを金融資産から分離することを要求も許容もしていない。したがって、企業は金融資産全体の契約上のキャッシュ・フローを評価する。この評価は原則ベースであり、IFRS 第 9 号の範囲に含まれるどの金融資産にも適用できるように設計されたものである。

スポットライト 3.1 — サステナビリティに連動した要素を含んだ金融商品

最近の市場の発展により、サステナビリティの取組み、指数又は目標に関連した契約条件を伴う金融資産の増加が生じている。場合によっては、これらの条件が金融商品の契約上のキャッシュ・フローに影響を与える可能性がある。例えば、借手が所定の環境、社会及びガバナンス（ESG）目標を満たしているかどうかに応じて、ローンに対する金利が変動することがある。

利害関係者は当審議会に、サステナビリティに連動した要素を含んだ多くの種類の金融商品があるという情報を伝えた。大まかには、次のものが含まれている。

- グリーンローン又はグリーンボンド（元本が「グリーンプロジェクト」の資金を賄うためだけに使用され、ESG 目標の達成が契約上のキャッシュ・フローの変動性を生じさせない金融商品）
- グリーン指標に連動した組成された金融商品（契約上のキャッシュ・フローが契約の当事者に固有ではないグリーン指標に連動している金融商品（Euronext CDP Environment World EW Index など））
- 契約上のキャッシュ・フローが借手に固有の ESG 目標に連動している金融商品（例えば、事前に決定された ESG 目標を借手が満たすかどうかに基づいて金利が変化する金融資産）

当審議会は、次のことについて情報を求めている。

- IFRS 第9号が、サステナビリティに連動した要素を含んだ金融資産が SPPI キャッシュ・フローを有しているかどうかを企業が判定できるようにするための十分なガイダンスを提供しているかどうか
- 契約上のキャッシュ・フローの特性の評価をそうした金融資産に適用することが、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するアプローチを使用して当該資産が測定されるという結果をもたらすかどうか

契約上のキャッシュ・フローが ESG 目標に連動している金融資産

最近、一部の利害関係者が、契約上のキャッシュ・フローが ESG 目標に連動している金融資産についての当初の SPPI 評価を当審議会と共有した。

彼らの評価において、一部の利害関係者は、状況によっては ESG 目標に連動した金利調整が SPPI である可能性があると考えた。金利調整が次のものを表しているからである。

- 当該金融資産の**信用リスク**に対する対価。当審議会が理解したいのは、これに当てはまる可能性があるとして利害関係者が考えている金融資産の契約条件、及び企業がこの評価をどのようにして行い、ESG 目標と IFRS 第9号の 4.1.3 項(b)で記述している元本残高に関連した信用リスクとの関係をどのように考慮するのかである。
- **利益マージン**。当審議会が理解したいのは、これに当てはまる可能性があるとして利害関係者が考えている金融資産の契約条件、及び企業がどのように評価を行い、IFRS 第9号の B4.1.10 項（契約上のキャッシュ・フローの変動性を生じさせる可能性のある契約条件に適用される）をどのように考慮するのかである。

他の一部の利害関係者は、「どのようなリスク又はエクスポージャーについて、契約上のキャッシュ・フローの ESG に連動した変動可能性は企業に補償するのか」を問うアプローチを取っている。当審議会は、それらの利害関係者から次のことを理解したいと考えている。

- IFRS 第9号におけるどの要求事項を、このアプローチを裏付けるために適用しようとしているのか
- 当該金融資産のどのような契約条件を、それらの要求事項を適用して考慮しようとしているのか
- どのような結論に至ろうとしているのか及びその理由

サステナビリティに連動した要素を伴う金融負債

一部の利害関係者は、サステナビリティ連動債券の発行者は次のことを評価することが必要となると指摘した。当該金融負債についてサステナビリティに連動した要素が組込デリバティブ

であるかどうか、また、その場合に、それを主契約から分離する必要があるかどうかである。当審議会は、利害関係者がこの評価について議論してきたことを認識しているが、この点での懸念又は疑問については認識していない。

スポットライト 3.2 — 契約上リンクしている金融商品

契約上リンクしている金融商品についての IFRS 第 9 号の要求事項は、特定の種類の金融資産のみに適用される。一部の金融資産は、信用リスクの集中を生じさせる複数のトランシェで組成されている。すべてのトランシェに対する支払が、原金融商品プールに対する支払と契約上リンクしており、各トランシェの保有者が支払に対する契約上の権利を有するのは、格付けのより高いトランシェに弁済するのに十分なキャッシュ・フローを発行者が生み出す場合のみである。これらの金融資産は、契約上リンクしている金融商品（又はトランシェ）と呼ばれる。IFRS 第 9 号は、そうした契約上リンクしている金融商品の分類を、保有者が当該金融商品を「ルック・スルー」アプローチを使用して当初認識した日の状況に基づいて評価することを要求している。分類は金融商品の契約条件（SPPI キャッシュ・フローを含んでいるかどうかを決定するため）及び原金融商品プールの評価に基づいている。この評価は、原金融商品の特性及び原金融商品プールの信用リスクとの比較での信用リスクに対する当該トランシェのエクスポージャーを考慮する。

当審議会は、契約上リンクしている金融商品についての要求事項を適用しようとしている事実パターン、及びその適用の結果を理解したいと考えている。また、当審議会は、IFRS 第 9 号が契約上リンクしている金融商品について（例えば、要求事項が適用される金融資産の範囲について）十分な適用指針を提供しているかどうかを理解したいと考えている。当審議会は、どのような状況において、ある金融資産が契約上リンクしている金融商品であるのかどうかを評価することが複雑であるのか、及びそれが複雑である理由を理解したいと考えている。

質問3 — 契約上のキャッシュ・フローの特性

(a) キャッシュ・フロー特性の評価は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

金融資産を当該資産のキャッシュ・フロー特性を考慮して分類し測定することを企業に要求することが、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供するという当審議会の目的を達成しているかどうかを説明されたい。

回答者の考えでは、IFRS第9号を適用してSPPIではないキャッシュ・フローを含んだ金融資産（すなわち、IFRS第9号を適用して純損益を通じて公正価値で測定することを要求される資産）に関して、異なる測定アプローチの適用（すなわち、償却原価又はOCIを通じた公正価値の使用）によって有用な情報が提供できるという場合には、次のことを説明されたい。

- (i) 当該資産について純損益を通じて公正価値で測定することが要求される理由（すなわち、IFRS第9号を適用して、資産がSPPIではないキャッシュ・フローを有していると企業が結論を下す理由）
- (ii) どの測定アプローチが、当該資産に関して有用な情報を提供できると考えるのか、及びその理由（当該アプローチをどのように適用するのかの説明を含む）。例えば、当該資産に償却原価測定の要求事項をどのように適用するのか（特に、キャッシュ・フローが信用リスク以外の変動可能性に晒されている場合）。（実効金利法の適用に関する追加質問についてはセクション7参照）

(b) キャッシュ・フロー特性の評価は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

要求事項が、IFRS第9号の範囲に含まれるすべての金融資産（サステナビリティに連動した要素などの新たな商品要素を含んだ金融資産を含む）に一貫した方法で当該評価を適用できるようにするのに十分なほど明確で包括的であるかどうかを説明されたい。

実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。

(c) キャッシュ・フロー特性の評価から生じた予想外の影響はあるか。これらの影響はどのくらい重大か。

契約上のキャッシュ・フローの評価のコストと便益を、財務諸表の作成者、財務諸表利用者、監査人又は規制当局にとっての財務報告上又は運用上の影響を考慮して、説明されたい。

上記(a)から(c)に回答するにあたり、サステナビリティに連動した要素を含んだ金融商品（スポットライト3.1参照）及び契約上リンクしている金融商品（スポットライト3.2参照）に関する情報を含めていただきたい。

4. 資本性金融商品とその他の包括利益

背 景

資本性金融商品は SPPI キャッシュ・フローを有しておらず、したがって、純損益を通じて公正価値で測定される。IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC5.22 項で説明しているように、当審議会の考えでは、公正価値は資本性金融商品に対する投資から生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する最も有用な情報を提供する。純損益計算書は当報告期間に係る企業の財務業績に関する情報の主要な源泉である。公正価値利得及び損失を企業が資本性金融商品を保有している各報告期間において純損益に認識することは、当該金融資産に対する企業の投資の運用成績に関する有用な情報を財務諸表利用者に提供する。

当審議会は、IFRS 第 9 号を開発した際に、状況の限定的な組合せにおいて、持分投資から生じる公正価値利得及び損失を純損益に表示することが企業の業績を示さない可能性があることを認識した。企業が当該資本性金融商品を保有している理由が主として価値の増加又は現金分配以外（すなわち、投資リターンを生み出すこと以外）である場合には、これに当てはまる可能性がある。他の理由としては、企業が特定の国において製品を販売することを認められるために投資を保有する必要があることが考えられる。このため、IFRS 第 9 号は、企業が当初認識時に、売買目的保有ではない資本性金融商品に対する投資の価値の変動を OCI に表示するという取消不能の選択を行うことを認めている。それらの利得及び損失は当該投資の処分時に純損益に「リサイクル」されず、当該投資は減損の要求事項の対象とされない。

IFRS 第 7 号は、企業が公正価値変動を OCI に表示することを選択した資本性金融商品に対する投資に関する情報（どの投資について企業が当該選択を行ったのか及びこの表示の選択肢を使用する理由を含む）を開示することを企業に要求している。

スポットライト 4 — 利得及び損失のリサイクリング

「利得及び損失のリサイクリング」とは、過去の期間において OCI に含めた収益及び費用を純損益計算書に振り替えることを指す。

IFRS 第 9 号は、企業が公正価値変動を OCI に表示することを選択した資本性金融商品に対する投資に係る利得及び損失のリサイクリングを禁止している。この禁止は当審議会在 IFRS 第 9 号を開発していた際に議論のあった論点であった。利害関係者の意見は分かれており、一部の人は、当該利得及び損失は資本性金融商品の処分時に純損益に振り替えるべきであるという意見である。その意見を有する一部の人は、過去に、会計処理は実現損益と未実現損益の区別を維持すべきであると提案していた。一部の利害関係者は、処分時に実現した利得及び損失のリサイクリングを行わないと、財務諸表利用者は当該処分に関して不十分な情報を提供されると指摘している。彼らの考えでは、これにより資本性金融商品に対する長期投資が企業にとって魅力の低いものとなる可能性がある。

IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC5.25 項(b)で説明しているように、当審議会の考えでは、資本性金融商品に対する投資に係る利得及び損失を認識するのは一回だけとすべきである。したがって、ある利得又は損失を OCI に認識してその後に純損益に振り替えることは不適切となる。当該利得及び損失が企業の業績を表すのであれば、当該投資に関する最も有用な情報は、当該投資を公正価値で測定して価値変動を企業が当該投資を保有する期間にわたって純損益計算書に認識することによって提供される。これと対照的に、当該利得及び損失が企業

の業績を表さないのであれば、有用な情報がそうした利得及び損失を OCI に表示することによって提供される可能性がある。当審議会は IFRS 第 9 号を開発した際に、投資の処分時に利得及び損失のリサイクリングを行うことが、目的適合性のより高い情報を提供するか又は処分のあった期間における企業の財務業績のより忠実な表現をもたらすであろうという見解には説得されなかった。

当審議会は IFRS 第 9 号を開発した際に、資本性金融商品に対する投資の処分時に利得及び損失の OCI から純損益へのリサイクリングを行うことを要求するか又は認めるとした場合に、どのような帰結となるのかを検討した。当審議会が留意した帰結には次のことが含まれる。

- 金融資産についての財務報告の複雑性の増大。企業が公正価値変動を OCI に表示することを選択した資本性金融商品についてリサイクリングを導入するとした場合には、この表示の選択肢は IAS 第 39 号における売却可能の区分と同様のものとなる。売却可能の区分と同様に、リサイクリングは企業にそうした資本性金融商品の減損を判定する必要性を負わせることになる。この判定は IAS 第 39 号を適用する企業に多大な適用上の問題を生じさせていた。
- 利益管理の機会の創出。企業が特定の報告期間において望んだ結果を達成するために、損失を生じている投資又は利益を生じている投資の処分の時期を調節する可能性がある。そのような利益管理は、たとえ当該投資が減損の要求事項の対象となる場合でも可能となるであろう。

一部の利害関係者は、IFRS 第 9 号において資本性金融商品に対する投資についてリサイクリングを行わないことが、「財務報告に関する概念フレームワーク」と整合するのかどうかを疑問視した。「概念フレームワーク」は、原則として、ある期間において OCI に含めた収益及び費用は、純損益計算書が目的適合性のより高い情報を提供するか又は企業の将来の期間に係る財務業績のより忠実な表現を提供する結果となる場合には、将来の期間において純損益に振り替えられると説明している。しかし、例えば、振替がそうした結果を生じさせる期間又は振り替えるべき金額を識別するための明確な基礎がない場合には、当審議会は、基準書の開発にあたり、OCI に含めた収益及び費用をその後に振り替えるべきではないと決定する可能性がある。

質問 4 — 資本性金融商品とその他の包括利益

- (a) 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢は、当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 9 号を適用して作成した資本性金融商品に対する投資に関する情報が、財務諸表利用者に有用であるかどうかを説明されたい ((i) 純損益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品と(ii) OCI 表示の選択肢を適用した資本性金融商品の両方を考慮して)。

OCI 表示の選択肢を適用した資本性金融商品について、当該投資に関する情報が有用であるかどうかを説明されたい (当審議会がこの選択肢を適用することを意図した投資の種類、処分による利得及び損失のリサイクリングの禁止及び IFRS 第 7 号で要求している開示を考慮して)。

- (b) どのような資本性金融商品について、企業は公正価値変動を OCI に表示することを選択しているのか。

これらの資本性金融商品の特性、この選択肢を当該投資について使用することを企業が選択した理由、及び企業の持分投資ポートフォリオのうち当該投資が占める比率はどのくらいなのかを説明されたい。

- (c) 資本性金融商品に対する投資の公正価値変動を OCI に表示する選択肢から生じた予想外の影響はあるか。これらの影響はどのくらい重大か。

IFRS 第 9 号で導入された要求事項が企業の投資意思決定に影響を与えたかどうかを説明されたい。そうである場合、理由は何か、どのように影響を与えたのか、どの程度なのか。回答の裏付けとなる利用可能な証拠 (影響の内容及び重大性を当審議会が理解できるようにする証拠) を示されたい。

上記(a)から(c)に回答するにあたり、利得及び損失のリサイクリングに関する情報を含めていただきたい (スポットライト 4 参照)。

5. 金融負債と自己の信用

背景

当審議会が IFRS 第 9 号を開発した際に受けたフィードバックは、IAS 第 39 号における金融負債の分類及び測定に対するアプローチを維持すべきであることを示していた。当審議会は、実務を変更することの便益は混乱のコストを上回らないであろうと結論を下した。金融負債についての IAS 第 39 号の要求事項に関して再検討が必要であると当審議会が伝えられた唯一の論点は、発行者が債務を履行できなくなるリスクの変動から生じる負債の公正価値の変動によって生じた純損益への影響であった。

企業自身の債務の公正価値は、企業自身の信用リスク（自己の信用）の変動の影響を受ける。これは、企業の信用度が下落すると負債の価値が低下し、当該負債が公正価値で測定される場合には、企業が利得を認識する（また、企業の信用度が改善した場合には、企業が損失を認識する）ことを意味する。多くの財務諸表利用者や他の人々が、この結果は直感に反しており混乱を招くと考えた。

IAS 第 39 号の要求事項のほとんどすべてを維持することによって、信用リスクの問題は大半の負債については対処された。大半の負債は引き続き償却原価で事後測定されるか、又は主契約（償却原価で測定される）と組込デリバティブ（公正価値で測定される）に分離されるからである。売買目的で保有する負債（すべてのデリバティブ負債を含む）は、引き続き純損益を通じて公正価値で事後測定されることとなり、これは、そうした負債についてのすべての公正価値変動が純損益に影響を与えるべきであるという IFRS 第 9 号の開発時のフィードバックと整合的である。しかし、IFRS 第 9 号は、特定の要件が満たされる場合に、企業が金融負債を純損益を通じて公正価値で測定するように指定することも認めている。純損益を通じて公正価値で測定するように任意で指定した金融負債についての直感に反し混乱を招く結果に関する懸念に対処するため、IFRS 第 9 号は、企業自身の信用リスクの公正価値の変動を純損益ではなく OCI に認識することを要求している（ただし、そのようにすると純損益における会計上のミスマッチを創出するか又は拡大する場合は除く）。

質問 5 — 金融負債と自己の信用

- (a) 自己の信用の影響の OCI への表示についての要求事項は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項（関連する開示要求を含む）が当審議会の目的を達成したかどうか、特に、当該要求事項が金融負債の適切な母集団を対象としているかどうかを説明されたい。

- (b) 金融負債に関して、この適用後レビューの一部として当審議会が考慮すべきであると回答者が考える他の事項はあるか（セクション 6 で議論している条件変更は除く）。

その事項及びそれが適用後レビューにおいて当審議会が行う評価と関連する理由を説明されたい。

6. 契約上のキャッシュ・フローの条件変更

背景

契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更となる場合、当該条件変更により、企業が金融商品の認識の中止を行うか又は帳簿価額（金融資産については総額での帳簿価額）を再計算する結果となる可能性がある。

IFRS 第 9 号は、金融資産又は金融負債の「条件変更」を定義していない。IFRS 第 9 号の 5.4.3 項は金融資産の契約上のキャッシュ・フローの条件変更又は再交渉に言及しているが、IFRS 第 9 号の 3.3.2 項は金融負債の「条件の変更」に言及している。

最近、金利指標改革の影響を会計処理するために IFRS 第 9 号を修正した際に、当審議会は IFRS 第 9 号において「条件変更」の記述が省略されていること、また、異なる文言が金融資産及び金融負債の条件変更を記述するために使用されていて実務の不統一を生じさせる可能性があることを認識した。しかし、当審議会は、IFRS 第 9 号の 3.3.2 項と 5.4.3 項は少しだけ異なる文言を使用しているが、両方とも金融商品の当初認識後の契約上のキャッシュ・フロー又は契約条件の変更に言及していることに留意した。その際に、当審議会は条件変更についての要求事項を明確化することが有用となる可能性があるとして指摘し、IFRS 第 9 号の狭い範囲の修正を行う可能性を検討すると述べた。当審議会が議論した事例は、契約の中の金融資産のキャッシュ・フローを決定する文言には変更がないが、契約で参照されているインプットの計算基礎が変更される場合に、IFRS 第 9 号の目的上、企業は条件変更が生じたと考えるかどうか及びどのような状況においてそう考えるのかに関するものであった。

質問 6 — 契約上のキャッシュ・フローの条件変更

- (a) 契約上のキャッシュ・フローの条件変更についての要求事項は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

IFRS 第 9 号の 5.4.3 項を適用する目的上、どのような変更を金融資産の条件変更と考えるのか及び IFRS 第 9 号の 3.3.2 項を適用する目的上、どのような変更を金融負債の条件変更であると考えたのかを説明されたい。当該各項（及び条件変更に関する開示要求）の適用は、財務諸表利用者に有用な情報をもたらしているか。

- (b) 契約上のキャッシュ・フローの条件変更についての要求事項は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項により、金融資産又は金融負債が条件変更されているかどうか及び条件変更が認識の中止を生じさせるかどうかを企業が一貫した方法で評価することが可能となっているかどうかを説明されたい。当該要求事項は金融資産と金融負債とで異なる方法で適用されていたか。

実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。

7. 償却原価と実効金利法

背景

実効金利法は、金融資産又は金融負債の償却原価を算定し、金利収益又は金利費用を関連期間にわたり純損益に配分及び認識する際に用いられる方法である。

実効金利とは、金融資産又は金融負債の予想存続期間を通じての見積将来キャッシュ・フローを、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価まで正確に割り引く率である。実効金利を計算する際に、企業は、期待キャッシュ・フローの見積りを、当該金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮することによって行うが、予想信用損失（金融資産について）を考慮しない。この計算には、契約の当事者間で授受されるすべての手数料及び金額のうち実効金利の不可分な一部であるもの、取引コスト、及び他のすべてのプレミアム又はディスカウントが含まれる。

IFRS 第9号は、実効金利法の使用についての要求事項を定めている。これには、次のことから生じるキャッシュ・フローの変動を反映するという要求事項が含まれる。

- 条件変更
- 市場金利の変動
- その他の見積りの変更（いわゆる「キャッチアップ修正」）

スポットライト7—条件付の金利及び将来キャッシュ・フローの見積り

当審議会は、実効金利法についての適用指針が同法の一貫した適用を可能にしているかどうかを理解したいと考えている。

最近、当審議会は金融商品の当初認識時の実効金利の計算及びキャッシュ・フローの見積りの事後の変更の会計処理方法について異なる見解及びさまざまな疑問があることを知った。疑問は、条件付の金利及び将来キャッシュ・フローの見積り（例えば、見積キャッシュ・フローの変更（条件変更を含む）を考慮する方法）に関するものである。例えば、

- 2021年6月に、IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、欧州中央銀行が直近の条件付長期資金供給オペレーション（TLTRO III）に基づいて銀行に提供した融資の会計処理に関する質問について議論した。議論された事実パターンでは、支払われる金額が偶発事象の影響を受ける場合に、当該金額の見積りの変更をどのように会計処理するのかについて疑問が生じていた。より具体的には、記述された事実パターンでは、融資に係る金利が、銀行が所定の貸付目標を達成した時点で引下げの対象となっていた。実効金利（当初認識時と事後の両方）に、銀行が貸付目標を満たすかどうかの評価を反映させるかどうかについて疑問が生じていた。委員会は、この疑問はより幅広い文脈において関連性があるため、この適用後レビューの一部として検討すべきであると決定した。
- 一部の利害関係者は、金利調整に付帯する条件があることから、ESG 要素を含んだ金融資産が償却原価又は OCI を通じた公正価値で測定される場合に当該資産について実効金利を計算する方法を質問した。それらの利害関係者は、実効金利法が適用される場合に、そうした金融商品について受け取るべき又は支払うべき金額の見積りの変更の会計処理方

法についても質問した（こうした金融資産に関する追加的な質問についてはセクション 3 参照）。

質問 7 — 償却原価と実効金利法

(a) 実効金利法は当審議会が意図したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

当該要求事項の適用により、実効金利法を適用して測定される金融商品について将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に関する有用な情報が財務諸表利用者にもたらされているかどうかを説明されたい。

(b) 実効金利法は一貫して適用することができるか。賛成又は反対の理由は何か。

企業が IFRS 第 9 号の B5.4.5 項又は IFRS 第 9 号の B5.4.6 項（「キャッチアップ修正」）を適用する契約上のキャッシュ・フローの変更の種類、及び当該各項がどのような場合に適用されるのかの決定にあたり実務の不統一があるかどうかを説明されたい。

また、キャッチアップ修正が表示される純損益の科目及びこうした修正が通常はどのくらい重大であるのかも説明されたい。

実務の不統一が存在する場合には、その不統一はどのくらい一般的であるのか及び企業の財務諸表に対する影響を説明されたい。

上記(a)から(b)に回答するにあたり、**条件付の金利及び将来キャッシュ・フローの見積り**に関する情報を含めていただきたい（スポットライト 7 参照）。

8. 経過措置

背景

IFRS 第9号への移行時に、企業は当該基準書を遡及適用することを要求されたが、遡及適用から生じる可能性のある困難に対処するための救済措置が設けられていた。

分類及び測定に関するそれらの経過的な救済措置のいくつかを適用して、企業は次のようにした。

- 企業の事業モデルの目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を管理することなのかどうかを、関連する金融商品が当初認識された日ではなく、IFRS 第9号の適用開始日における状況に基づいて評価した。
- 金融資産又は金融負債が公正価値オプションにおける指定の要件を満たすかどうかを、関連する金融商品が当初認識された日ではなく、適用開始日における状況に基づいて評価した。
- 当該基準書の適用開始時に修正再表示した比較情報を表示することが認められたが、要求はされなかった。
- 適用開始日前に認識の中止が行われた金融商品にはIFRS 第9号を適用しなかった。

当審議会は修正再表示した比較情報を表示するという要求を免除したので、その代わりに、IFRS 第9号への移行が金融商品の分類に与えた影響を開示することを企業に要求した。

質問8 — 経過措置

(a) 経過措置は当審議会在意したように機能しているか。賛成又は反対の理由は何か。

比較情報の修正再表示を免除する救済措置と移行に関する開示の要求事項との組合せが、財務諸表の作成者にとってのコスト節減と財務諸表利用者への有用な情報の提供との適切なバランスを達成したかどうかを説明されたい。

また、当審議会在財務諸表利用者にとっての情報の有用性を大きく減少させずに追加の経過的な救済措置を設ける余地があったかどうか、及びそれはどのような要求事項についてであったかも説明されたい。

(b) 経過措置の適用の予想外の影響又は課題はあったか。それらがあった理由又はなかった理由は何か。

分類及び測定の要求事項を遡及適用する際に、財務諸表の作成者が直面した予想外の影響又は課題があれば説明されたい。そうした課題はどのようにして克服されたか。

9. その他の事項

背景

セクション 2 から 8 は、IFRS 第 9 号の分類及び測定の要求事項の適用後レビューにおいてさらに検討すべき関心領域として当審議会が識別した事項に焦点を当てている。

このセクションは、適用後レビューに関連性のある他の事項についてのフィードバックを共有する機会を利害関係者に提供するものである。

当審議会が次のことを評価するにあたり有用となるであろう情報があれば共有されたい。

基準設定プロジェクトの目的が満たされている。

当該基準書が提供している情報が財務諸表利用者に有用である。

当該基準書を適用する際に企業が提供する情報の作成、監査、執行又は利用のためのコストが予想どおりである。

当該基準書が一貫して適用できる。

この情報要請では、当審議会は減損（IFRS 第 9 号のセクション 5.5）及びヘッジ会計（IFRS 第 9 号のセクション 6）に関する要求事項（関連する経過措置を含む）についてのフィードバックは求めている。当審議会は IFRS 第 9 号のそれらのセクションについてのフィードバックを別個に求める予定である。

質問 9 — その他の事項

- (a) IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項の適用後レビューの一部として当審議会が検討すべきであると回答者が考える追加の事項はあるか。ある場合、当該事項はどのようなものか、また、検討すべきだとする理由はなにか。

それらの事項を適用後レビューの目的の文脈において考慮すべきである理由、及び指摘された事項の一般性を説明されたい。関連性がある場合には、実例及び裏付けとなる証拠を示されたい。

- (b) IFRS 第 9 号の開発全般に対する当審議会のアプローチを考慮して、当審議会の将来の基準設定プロジェクトに有用なインプットを提供する可能性のある学んだ教訓についての意見があるか。